

令和 8 年度

県単河川総合開発工事
(一之分目揚排水機場無停電電源装置等更新)

特 記 仕 様 書

一級河川利根川水系 小堀川
香取市 一ノ分目

千葉県香取土木事務所

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 条 適 用

- 1 この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 2 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 製作期間の主任技術者の配置

工場製作のみの期間は主任技術者の現場への専任を求めない。

第 3 条 監理技術者の配置

- 1 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の 1）～ 8）の要件を全て満たさなければならない。
 - 1）建設業法第 2 6 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - 2）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級電気工事施工管理技士補又は一級電気工事施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - 3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
 - 5）特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。

- 6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第4条 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

第5条 工期

- 1 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和10年1月20日間限りとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
工場製作期間	240日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78

第6条 建設副産物に関する事項

- 1 建設廃棄物

本工事により発生する金属くず及びスクラップは、適切に運搬・処理するものとする。

第7条 適用すべき諸基準

共通仕様書その他、次の基準等の最新のものによる。

- ・機械工事塗装要領（案）・同解説（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省）
- ・電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）
- ・電気設備の技術基準の解釈の解説（経済産業省）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・千葉県自家用電気工作物保安規程（千葉県）
- ・電気設備指針 需要設備編（千葉県総務部管財課）
- ・機械工事共通仕様書（案）（国土交通省）
- ・機械工事完成図書作成要領（案）（国土交通省）
- ・工事完成図書の電子納品等要領機械設備工事編（国土交通省）
- ・CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）
- ・機械工事施工管理基準（案）（国土交通省）
- ・CAD 製図基準 ・同解説機械設備工事編（国土交通省）
- ・CAD 製図基準に関する運用ガイドライン機械設備工事編（国土交通省）
- ・CAD 製図基準機械設備工事編（国土交通省）
- ・電子納品等運用ガイドライン機械設備工事編【工事】（国土交通省）
- ・電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（国土交通省）
- ・CAD 製図基準電気通信設備編（国土交通省）
- ・工事完成図書の電子納品等要領電気通信設備編（国土交通省）
- ・CAD 製図基準に関する運用ガイドライン電気通信設備編
- ・電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】
- ・河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- ・河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省）
- ・ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書（案）及び同解説（国土交通省）
- ・ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- ・低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について（環境省）
- ・鉛中毒予防規則（厚生労働省）
- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健

健康障害防止について（厚生労働省）

- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生法施行令
- ・労働安全衛生法施行規則
- ・低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（環境省）
- ・特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法
（平成4年7月3日厚生省告示192号）
- ・水質汚濁に係る環境基準
（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）
- ・低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）
- ・PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）
- ・PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（厚生労働省）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・消防法
- ・危険物の規制に関する政令
- ・危険物の規制に関する規則
- ・その他関連法規および基準

第2編 工事施工

第8条 工事施工範囲・施工条件・施工について

1 施工範囲

施工範囲は、下記に示す設備の製作、輸送、性能試験、据付、試運転、引渡までを含む。

工事内容

機 器 名	規 格 ・ 形 状	単位	数量	施工内容
無停電電源装置	屋内自立形	組	1	更新
コンデンサ (6号・7号主ポンプ盤)	屋内自立形	台	2	更新
リアクトル (6号・7号主ポンプ盤)	屋内自立形	台	2	更新
その他	上述に関わる既設機器・材料等の撤去・仮設を含む。			

注) 次の内容は施工範囲内とする。

- (1) 機器廻りの軽微な電気配線工事
- (2) 各機器の選定に当たっては、既設機器の特性を考慮し、その性能を充分満足するものであること。
- (3) 更新機器の撤去・処分
- (4) その他必要なもの 一式

第3編 各機器の設計製作仕様

第9条 更新機器仕様

更新機器、新設盤及び改造盤の仕様は次のとおりとする。

1. 無停電電源装置

- | | | |
|------------|--------------------------------------|-----|
| (1) 所要面数 | 1 組 | |
| (2) 型 式 | 屋内自立形 | |
| (3) 寸 法 | W3,400×D1,000×H2,350 | 相当 |
| (4) 機 能 | 本装置は、高圧配電設備、計装設備、監視制御設備の制御電源として使用する。 | |
| (5) 停電補償時間 | 10 分以上 | |
| (6) 入力電圧 | 主入力 三相 AC200V±10 | |
| (7) 出力電圧 | AC100V±10 | |
| (8) 盤面取付器具 | | |
| 電圧計 | | 1 式 |
| 電流計 | | 1 式 |
| 周波数計 | | 1 式 |
| 表示パネル | | 1 式 |
| その他必要なもの | | 1 式 |
| (9) 盤内取付器具 | | |
| 配線用遮断器 | | 1 式 |
| ACSW | | 1 式 |
| 計器用変流器 | | 1 式 |
| 変圧器 | | 1 式 |
| インバータ | 20KVA 相当 | 1 式 |
| コンバータ | 250A 相当 | 1 式 |
| 蓄電池容量 | 長寿命形 MSE 300AH/10Hr 54 セル | 1 式 |
| 補助継電器類 | | 1 式 |
| 盤内照明 | | 1 式 |
| 端子台 | | 1 式 |
| その他必要なもの | | 1 式 |

2. 低圧進相コンデンサ (6号・7号主ポンプ盤)

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 型 式 | 屋内自立型 |
| (2) 容 量 | 8.0KVA 相当 |

3. リアクトル (6号・7号主ポンプ盤)

- | | |
|---------|-------|
| (1) 型 式 | 屋内自立型 |
|---------|-------|

(2) 容 量 8.0KVA 相当

第10条 塗装

各機器の塗装仕様は機械工事塗装要領（案）より次の通りとする。仕上色については監督員の指示によるものとする。なお、工場塗装はエアスプレー塗りを原則とする。

第4編 施工

第11条 輸送

受注者は輸送に先立ち必要に応じて所轄警察署及び道路管理者と協議のうえ、輸送方法、輸送ルートを決定し安全輸送を図らなければならない。
なお、輸送及び保管に伴う一切の管理責任は受注者に帰するものとし、その費用は受注者の負担とする。

第12条 施工一般

- 1 施工にあたっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。また、公的資格を必要とする作業については、有資格者を従事させるものとする。
- 2 工事中の安全確保及び工程の円滑な進捗を図るため、関連工事との連絡調整を十分に行い、これらの情報と留意点を本工事の作業従事者に周知徹底をしなければならない。
- 3 施工に要する仮設資材、機械器具、電力、光熱、用水等は全て受注者の負担によるものとする。
- 4 受注者は、関連工事の工程及び状況を考慮し、本工事の施工を行わなければならない。なお、詳細日程については、監督職員及び他工事と協議しなければならない。
- 5 足場等の仮設は、十分に安全性を考慮したものとし、他工事に影響を与えないように施工するものとする。
- 6 受注者は、安全確保及び工程の円滑な進捗を図るために関連工事との連絡調整を十分に行い、これらの情報と留意点を本工事の作業従事者に周知徹底しなければならない。
- 7 本特記仕様書に示されない軽微なもので、分解点検整備として欠くことのできない材料及び作業に要する費用は受注者の負担とする。
- 8 現地の人員や一般市民に関する安全については十分な注意を払うこと。

- 9 本工事施工の際、明らかに本工事に起因する機器の故障及び破損が発生した場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。
- 10 重機の入退場に際しては幅員の狭い道路があるため事前調査を行い、交通規制を行う場合は交通警察員を配置するとともに、事前に所轄警察署と協議を行いその指示に従うこと。
- 11 成績書の提出
受注者は、工場及び現場における試験・検査成績書を提出するものとする。

第5編 施工管理一般

第13条 提出図書

- 1 受注者は施工に先立ち施工計画書、承諾図を提出し監督職員の承諾を得た後、工事に着手するものとする。
- 2 工事完成後は完成図書及び図面を提出するものとする。
- 3 図書の部数は下記によるものとする。
提出は原図（電子納品）及び複写製本したものとし、下記の通りとする。
 - （1）施工計画書 2部（返却 1部を含む）
 - （2）承諾図 2部（返却 1部を含む）
 - （3）完成図書 2部
 - （4）その他の図書 2部
- 4 提出図書はA4版とし、添付する図面の大きさはA版で、製図寸法はミリメートル単位とする。

第14条 参考資料の貸与

本工事に必要な資料を手続きにより、貸与するものとするが、その取扱いについては十分注意すること。

また、参考資料の貸与時には、借用書を作成し、貸与資料の名称、返却期限を明確にすること。

第15条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。
工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
 - （1）材料確認
 - （2）溶接確認
 - （3）防食確認
 - （4）機器・部品確認

- (5) 組立・寸法確認
- (6) 外観確認
- (7) 機能確認

上記の確認時期は次のとおりとする。

項 目	実 施 時 期			
	工場整備時		現場据付時	総合検査時
	整備前	出荷前	組立・接合後	
材料確認	●			
溶接確認		○	●	
防食(酸洗)確認		○	●	
機器・部品確認	○	●		
組立・寸法確認		○	●	
外観確認		○	○	●
機能確認				●

注) ○印は検査を行う時期を示し、この内●印の検査が工事の最終記録となる。

ただし、防食確認において、工場にて最終防食が行われる場合は工場出荷前の記録が最終記録となる。

- 2 受注者は、段階確認実施予定日の前に、自社管理記録を添付し、監督職員に段階確認の申請を行わなければならない。なお、段階確認は監督職員の都合により書面にて確認する場合もある。

第16条 品質管理

品質管理については、「国土交通省機械工事塗装要領(案)・同解説」及び「国土交通省機械工事施工管理基準(案)」により、実施するものとする。

第17条 環境対策

受注者は、千葉県環境マネジメントシステムの構成要素である「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため、施工計画書の“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。

第18条 疑義

契約書・仕様書・設計図書設計図等に明記されていない事項、又は疑義

のある事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

但し、技術上当然必要と認める軽微なものについては発注者の指示に従わなければならない。

第 5 編 安全管理

第 19 条 安全管理

受注者は、工事の施工にあたり、現場において、施工計画書及び作業手順書に基づき施工されているかについて安全巡視（点検）を実施するとともに、現場に従事する全ての作業員等に対し安全教育等を通じて指示・指導し、現場の安全管理に努めなければならない。

第 20 条 工事中の安全確保

受注者は、工事期間中は安全巡視員（または安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事現場内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めなければならない。

第 21 条 安全・訓練等の実施

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

また、安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

第 22 条 交通安全管理

- 1 受注者は、工事用運搬道路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
- 2 受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ている事を確認しなければならない。
- 4 道路上で作業を行う場合は、道路法の道路占用許可及び道路交通法の道路使用許可(道路交通法第 77 条)を道路管理者及び所轄警察署へ申請

し、許可を受けた後に作業を行うものとする。また、工事の案内板を関連道路に設置し工事を周知するとともに、交通誘導員を配置するものとする。

第 2 3 条 労働災害の防止

受注者は、労働安全衛生法第 31 条（注文者の講ずべき措置）に規定する関係請負人が設置した建設物等（足場設備等）の労働災害を防止するための安全に関する必要な措置を講じなければならない。

第 2 4 条 労働安全衛生法の厳守

受注者は、労働安全衛生法を厳守するものとする。特に同法第 15 条に規定する総括安全衛生責任者（又は店社安全衛生管理者）は、労働災害を防止するための安全管理を総括すると共に安全衛生責任者への周知徹底を行わなければならない。

第 2 5 条 工事中の水防等

- 1 工事中の水防は、監督職員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるとともに、事後遅滞なく書面により監督職員に報告しなければならない。
また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に特に注意し次の事項を厳守するものとする。
- 2 作業中に雨の降ることが予想される場合には、洪水等に対する見張り人を配置し、安全対策を講ずるものとする。
- 3 洪水等の発生が予想される場合には作業を一旦中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

第 6 編 その他

第 2 6 条 民地への無断立入の禁止

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第 2 7 条 官有地の使用

官有地に仮設物を設置する場合は、関係諸法規に基づき手続きをしなければならない。

第 2 8 条 架空等上空施設への接触・切断事故防止対策

受注者は着手前の準備にあたり、架空線等上空施設の位置及び占有者を

把握するため、工事現場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

1 施工計画書への記載

1) 建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。

また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。

2) 現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。

3) 禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

2 点検・教育の実施

1) 施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。

2) 新規入場者教育、K Y活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

2 監督職員への報告

点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

第29条 施工時の留意点

1 無停電電源装置一次側既設設備において、容量、保護協調、高調波等の確認を実施すること。

2 低圧進相コンデンサ更新において、既設設備の電氣的整合、力率制御装置との適合等について確認すること。

3 既設低圧進相コンデンサについて、PCB含有調査を行うこと。
調査の結果、PCBの含有が判明した場合は、監督員と協議すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない